

学生の皆さん

緊急事態宣言発令期間中の施設利用について

2020年4月8日
学生支援部学生支援課

日本国政府の緊急事態宣言が発令されたため、本学においてもその重要性に鑑み、
下記の対策を講じることになりましたのでお知らせいたします。

期間：2020年4月8日（水）～5月6日（水）

- 学生及び来訪者の校内への立ち入りを原則禁止します。
- 院生研究室、サークルボックスを含む、全ての大学施設は利用できません。
- 大学教務課・大学院教務課・学生支援課の窓口業務も行いません。
- 大学校内への立ち入りが禁止されることに伴い、証明書発行機も利用できませんので各種証明書が必要な方には郵送にて対応いたします。（申し込み方法などはホームページでご確認ください。）
発行には数日を要しますので、必要な方は早めに申請してください。
- 教員・職員の業務縮小、在宅勤務などにより、お問い合わせの対応にお時間を要する場合がありますことをご了承ください。

学生の皆さんはこの重要性をよく考え、集団感染のリスクが高いとされる、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」は避け、手洗いなど感染予防をしっかりと行ってください。

もし本人、家族などの近親者が感染した場合は学生支援課までご連絡ください。

TEL 042-496-3110